

**令和6年度東信州日本酒・ワインツーリズム事業に係る
しなの鉄道ろくもん貸切列車ツアー業務
委託仕様書（案）**

この仕様書は、長野県佐久地域振興局（以下「委託者」という。）が行う令和6年度東信州日本酒・ワインツーリズム事業に係るしなの鉄道ろくもん貸切列車ツアー業務を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度東信州日本酒・ワインツーリズム事業に係るしなの鉄道ろくもん貸切列車ツアー業務

2 業務の目的

東信州エリアには全国トップクラスの品質を誇るワインを醸造するワイナリーや、日本酒の酒蔵、クラフトビール・ウイスキーの蒸留所が集積し、観光客等を引き付ける魅力がある。その魅力を活かし、エリア内で多くの観光客が訪れている軽井沢や周辺地域への観光客や滞在者をターゲットに、良質な酒類のPR活動を行い、消費と誘客の拡大を図るため。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関係法令及び通達

4 委託契約期間

契約締結の日から令和6年12月27日（金）まで

5 ツアーの実施内容

(1) 開催月日

令和6年11月16日（土）

(2) 開催場所

軽井沢駅～上田駅間のしなの鉄道株式会社観光列車ろくもん列車内及び沿線周辺

(3) 参加者及び参加者数（予定）

ア 東信州地域の特産品（酒類・農畜産物加工品）に関心を持つ県内外の消費者等
イ 50名程度

(4) 参加費（予定）

12,000円

(5) 業務委託内容

ア 令和5年11月11日（土）に開催した、「ほろ酔い飲み比べ列車ツアー」のイメージを参考にすること。

イ 軽井沢駅集合とし、運行区間は、軽井沢駅～上田駅（一時下車）～小諸駅（一時下車）軽井沢駅とすること。

ウ しなの鉄道観光列車ろくもんを貸切列車として使用すること。

エ 目的を十分に理解した上で、東信州地域の特産品（酒類・農畜産物加工品等）の魅力向上を図るため、次の実施内容案を参考に、趣向を凝らした受託者の提案による企画。

(ア) ろくもん車内で、東信州地域の日本酒・ワイン・クラフトビール等の試飲提供。

その際は、それぞれの車両を車内販売形式によりスタッフが巡回すること。

(イ) ろくもん車内で、お酒に合う東信州地域の特産品（農畜産物加工品）を使用した食事

の提供。

(ウ) 上田駅及び小諸駅で一時下車時間を設けるので、駅周辺施設等を活用し、イベントの開催。

(エ) (ア) から (ウ) までにに関する広報

オ その他、予算の範囲内で、本業務の目的に資するための事業提案

(6) その他の実施項目

ア 上記の実施に必要な添乗員・販売者等の手配

イ 当日の行程マニュアルの作成

ウ 全体進行管理

エ ツアー参加に係る精算業務

6 委託料に含まれる経費

(1) しなの鉄道株式会社運行線であるろくもんの借上げに係る経費

(2) 酒類試飲提供に係る経費

(3) おつまみ提供に係る経費

(4) 車内イベント開催に係る経費

(5) 一時下車時駅周辺イベント開催に係る経費

(6) 添乗員等スタッフに係る経費

(7) 行程マニュアルの作成費

(8) 参加者に係る精算業務に係る経費

(9) ツアー開催に係る広報経費

(10) (1) から (9) までの経費から 5 (4) の参加費を除いたものを委託料とする。

7 委託者への報告

(1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表（様式任意）を委託者に提出すること。なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後、事業実施計画書等を添え委託者と協議すること。

(2) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要求があった場合は、速やかに進捗状況を報告するものとする。

(3) 委託業務完了報告書(様式第1号)

受託者は、業務完了時に、委託者に業務完了報告書(様式第1号)を書面により提出すること。

8 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議により業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の取得・保護・管理等

ア 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

イ 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

(4) 情報セキュリティの確保

委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、遭難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

10 その他

(1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額する場合がある。

(2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行うこと。

(3) 受託業務の実施に当たっては、随時、佐久合同庁舎等において打合せを行うこと。(オンライン可)

(4) 本仕様書に定めのない事項については、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。